

藤岡市農業委員会
令和3年第8回
定例会議事録

令和3年8月5日招集

令和3年藤岡市農業委員会第8回定例会議事録

令和3年8月5日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和3年藤岡市農業委員会第8回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 42号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第 43号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 44号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 45号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 46号 農地法第5条の規定に係る競売農地買受適格証明願について
議案第 47号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 48号 農用地利用配分計画（案）について
報告第 15号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 16号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | | | | | |
|------|--------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 秋山 幸夫 | 2 番 | 宮澤 一夫 | 3 番 | 清水 文江 | 4 番 | 浦部 隆 |
| 5 番 | 浅見 健司 | 6 番 | 折茂 新一 | 8 番 | 関根 隆雄 | 9 番 | 折茂 高弘 |
| 10 番 | 金澤 貞夫 | 11 番 | 岩下 次夫 | 12 番 | 茂木 由子 | 13 番 | 山口 暁 |
| 14 番 | 福田 俊太郎 | | | | | | |

[出席農地利用最適化推進委員]（1名）16番 山田 武房

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 高田 克巳 |
| 次長補佐兼係長 | 岸 憲彦 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |
- (開 会 1 3 時 2 9 分)

事務局次長 ただ今より令和3年第8回定例会を進行させていただきます。
はじめに、議案書の訂正をお願いします。議案書4ページをお願いします。
議案第45号農地法第5条の規定による許可申請の中で、申請番号4番ですが、
8月3日付けで申請者より取下げの申出がありましたので、議案書より削除
をお願いします。

本日も、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、日野
地区の推進委員さん以外のご出席はご遠慮いただいております。また下審

査につきましては、東庁舎2階大会議室を用意しておりますので、1班の委員さんは移動をお願いします。それでは開会に当たりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長 ありがとうございました。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より令和3年第8回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員13名でありますので、本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。2番 宮澤委員、3番 清水委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入らせていただきます。議案第42号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議案第42号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

特に意見もないようですので、採決いたします。議案第42号整理番号1番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございますので、議案第42号整理番号1番については申請のとおり決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

特に意見もないようですので、採決いたします。議案第42号整理番号2番について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございますので、議案第42号整理番号2番については申請のとおり決定します。続きまして、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第44号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査は下欄に指定されておりますのでよろしくお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(13:40 休憩)

(14:59 再開)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。それでは、議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、市外のKさんが、農業経営の規模拡大を図るため、上戸塚の農地5筆、9,653㎡を売買で取得するものです。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、また議案書24ページの調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第43号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

職務代理 1点確認させて頂きたいのですが、伊勢崎の方が耕作するのですか。

1班班長 今も東平井の農地を耕作しています。

職務代理 建物や農機具置場とかあるのですか。

1班班長 あるようです。

議長 よろしいですか。他に何かありますか。

関根委員 参考までに聞かせて頂きたいのですが、購入する5筆中で4,907㎡の売買価格はどの位ですか。

事務局 トータルですが、5筆合わせて300万円です。

関根委員 この933番（4,907㎡）だけ土地改良しているから高いという事は、ないのですか。

事務局 その事につきましては、後程確認させて頂きお知らせする事でよろしいですか。

議長 よろしいですか。他に意見はございますか。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第43号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第43号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第44号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第44号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは、整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、中栗須のKさんが、中栗須の農地を露天駐車場用地として転用するもので、面積は811㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、中栗須のKさんが中栗須の農地を露天駐車場用地として転用するもので、面積は177㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第44号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第44号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第44号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第44号整理番号2番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第44号整理番号2番は許可と決定します。続きまして議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番から3番と5番から10番の9件です。整理番号1番は市外のNさんが、下栗須の農地を売買で取得し、植栽及び庭石置場用地として転用するもので、面積は1,793㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、篠塚のTさんが、岡之郷の農地を売買で取得し、一般住宅用地として転用するもので、面積は181㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し許可相当と意見決定しました。整理番号3番は、市外の法人が、中栗須の農地を競売で取得し、貸露天駐車場用地として転用するもので、面積は1,244㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、市外の法人が、本郷の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,243㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、藤岡のYさんが、本郷の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので、面積は319㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、三本木のTさんが、三本木の農地を売買で取得し、貸露天駐車場用地として転用するもので、面積は1,330㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。

整理番号8番は、市内の法人が、高山の農地を売買で取得し、露天資材置場用地として転用するもので、面積は452㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、進入路の土地利用が不明確なため、事務局で再度確認することで、条件付きで許可相当と意見決定しました。整理番号9番は、市外の法人が、上日野の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,215㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号10番は、市外の法人が、浄法寺の農地を賃貸で借り受け、倉庫用地として転用するもので、面積は3,568㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第45号整理番号1番から3番と5番から10番について1班の班長さんより報告がありましたが、初めに整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号1番は許可と決定します。次に整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号2番は許可と決定します。次に整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号3番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号3番は許可と決定します。次に整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので採決します。議案第45号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号5番は許可と決定します。次に整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号6番は許可と決定します。次に整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号7番は許可と決定します。次に整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号8番について、進入路の土地利用が不明確なため事務局で再度確認することで、条件付きで許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号8番は許可と決定します。次に整理番号9番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号9番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号9番は許可と決定します。次に整理番号10番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号10番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第45号整理番号10番は面積が3,000㎡を超えていますので許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号11番から24番の14件です。整理番号11番は、市外の法人が、小林の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は2,125㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号12番は、藤岡のYさんが、上大塚の農地を売買で取得し、指定集落内の専用住宅用地として転用するもので

面積は325.2㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号13番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は6,473㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号14番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,492㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号15番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,226㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号16番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,458㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号17番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,525㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号18番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は584㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号19番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は2,158㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号20番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,709㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号21番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,787㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号22番は、市外の法人が、上落合の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、面積は1,783㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号23番は、市外の法人が、緑埜の農地を賃貸で借り受け、太陽光発電パ

ネル設置用地として転用するもので、面積は530㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号24番は、白石のHさんが、白石の農地を贈与で取得し、専用住宅用地として転用するもので、面積は23㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等に特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長

議案第45号整理番号11番から24番について2班の班長さんより報告がありました。初めに整理番号11番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので採決します。議案第45号整理番号11番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案第45号整理番号11番は許可と決定します。次に整理番号12番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号12番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

挙手全員でありますので、議案番号第45号整理番号12番は許可と決定します。次に整理番号13番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長

特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号13番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。議案第45号整理番号13番は面積が3,000㎡を超えていますので、許可相当として群馬県農業会議常設審議委員会へ意見聴取します。次に整理番号14番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号14番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号14番は許可と決定します。次に整理番号15番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号15番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号15番は許可と決定します。次に整理番号16番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号16番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号16番は許可と決定します。次に整理番号17番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号17番

について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号17番は許可と決定します。次に整理番号18番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号18番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号18番は許可と決定します。次に整理番号19番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号19番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号19番は許可と決定します。次に整理番号20番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号20番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号20番は許可と決定します。次に整理番号21番について、審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により本議案に関する委員は、審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

それでは、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号21番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号21番は許可と決定します。

(関係委員着席)

議長 次に整理番号22番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号22番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号22番は許可と決定します。次に整理番号23番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号23番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号23番は許可と決定します。次に整理番号24番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(異議なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第45号整理番号24番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第45号整理番号24番は許可と決定します。続きまして、議案第46号農地法第5条の規定に係る競売農地買受適格証明願について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

ただ今、議案第46号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第46号農地法第5条の規定に係る競売農地買受適格証明願について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第46号農地法第5条の規定に係る競売農地買受適格証明願については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第47号について、事務局の説明が終わりましたが、初めに議案書12ページから15ページの利用権設定について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画 利用権設定について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画 利用権設定については原案のとおり決定します。次に議案書16ページから17ページの所有権の移転について何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画 所有権の移転について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画 所有権の移転については原案のとおり決定します。続きまして、議案第48号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第48号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に、意見もないようですので、採決します。議案第48号農用地利用配分計画（案）について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 異議なしと認め、議案第48号農用地利用配分計画（案）については、そのように決定します。続きまして、報告第15号・16号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第15号・16号について、事務局の説明が終わりましたが、

何かご意見がありましたらお願いいたします。

(なし)

議長

特に、意見もないようですので、以上をもちまして、令和3年第8回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(審議終了 15時40分)